

大分市中小企業振興基本条例 (逐条解説)

大分市商工農政部
産業振興課・商工労政課

目 次

はじめに	1
概要	2
条文	3
前文	9
第1章 総則（第1条—第10条）	10
第2章 中小企業の振興に関する基本的施策	23
第1節 中小企業の振興に関する基本方針（第11条）	23
第2節 中小企業の振興に関する施策（第12条—第16条）	24
第3章 施策を推進するための措置（第17条—第19条）	30
第4章 雑則（第20条）	33
附則	34

<はじめに>

大分市の中小企業は、事業所数では9割以上を、また、従業者数では7割以上を占めており、本市にとっては産業の振興や雇用の確保にとどまらず、魅力と活力あるまちづくりになくてはならない存在です。

そこで、本市は、中小企業振興を市政の重要政策の一つと位置付け、中小企業が今後も意欲を持って活躍していけるように、「大分市中小企業振興基本条例」を制定（平成27年4月1日施行）しました。

この逐条解説は、条例の趣旨をわかりやすく説明することにより、皆さんに一体となって中小企業を応援していただくために作成したものです。

中小企業の活性化を本市経済の発展と市民生活の向上に繋げるため、ご協力をお願いします。

大分市中小企業振興基本条例の概要

目的

中小企業の振興に関し、基本理念や施策の基本となる方針等を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与する。

基本理念

本市を進める中小企業振興は・・・

中小企業の自主的な努力と創意工夫を尊重して推進

本市が有する自然、人材、技術等の資源を総合的に活用し推進

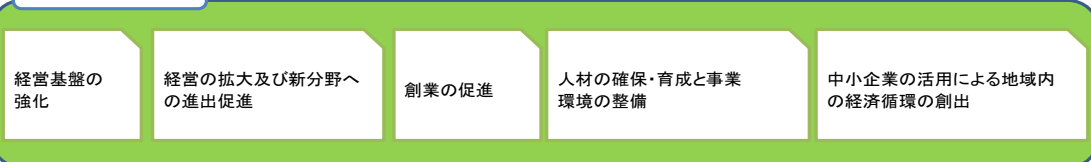
市、中小企業支援団体、金融機関等、大企業、学校及び研究機関が中小企業とともに相互に連携し推進

小規模企業等の経営面、資金面に配慮しながら、経営規模を助産して推進

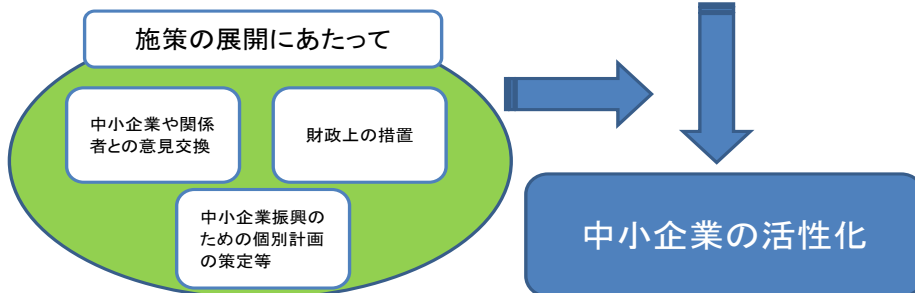
責務と役割



基本方針



施策の展開にあたって



大分市中小企業振興基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 中小企業の振興に関する基本的施策

第1節 中小企業の振興に関する基本方針（第11条）

第2節 中小企業の振興に関する施策（第12条—第16条）

第3章 施策を推進するための措置（第17条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

大分市は、古来より豊かな自然に恵まれた環境の中で、東九州の要衝の地として栄え、特に、中世、大友宗麟公の時代には、西洋文化の華が咲き誇る国内屈指の国際貿易都市となりました。近年では、昭和39年の「新産業都市」指定を契機に、都市化が進み、東九州における経済産業活動の一大拠点へと成長を遂げ、今日に至っています。

この間、大分市の中小企業は、戦後復興期や高度成長期、石油ショックや金融危機など激動の時代を、的確な判断力と不屈の精神で乗り越え、本市の経済を支えてきました。

事業所数においては市内の9割以上、従業者数においては7割以上を占める中小企業は、産業振興や雇用確保のみならず消費機会の提供や税収の増加をもたらしており、その成長と発展は、地域の活性化と市民福祉の向上という好循環を生み出すなど、魅力と活力あるまちづくりの担い手として、なくてはならない存在となっています。

しかしながら、少子高齢社会の到来による人口減少と国内市場の縮小やグローバル化による競争激化、地球環境・エネルギー問題の深刻化などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、斬新な発想や進取の精神のもと、これまで以上の積極的な活動の展開が求められています。

そこで大分市は、中小企業振興を市政の最重要政策の一つと位置付け、中小企業の自助努力を基本に、市民、大企業、中小企業支援団体その他の関係者、そして行政が一体となって、中小企業が将来にわたって輝き続けるとともに、勤労者がそこで働くことに生きがいを感じ、誇りに思える環境を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、市の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

(2) 前号に規定する中小企業者の事業の共同化のための組織

2 この条例において「小規模企業」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。

3 この条例において「中小企業支援団体」とは、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体で、市内に事務所を有するものをいう。

4 この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、市内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。

5 この条例において「大企業」とは、第1項第1号に規定する中小企業者以外の事業者（会社及び個人に限る。）で、市内に事務所等を有するものをいう。

6 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校で、市内に存するものをいう。

7 この条例において「大学等」とは、学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関で、県内に存するものをいう。

8 この条例において「市民」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に通勤し、又は通学する者

(3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、豊かな自然、豊富な人材、多様な技術、バランスの取れた産業構造その他本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない

い。

3 中小企業の振興は、市、中小企業支援団体、金融機関等、大企業、学校及び研究機関が中小企業とともに相互に連携して推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、特に小規模企業の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

(中小企業の自助努力)

第4条 中小企業は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善及び人材育成に努めるものとする。

2 中小企業(第2条第1項第1号に規定する中小企業者に限る。)は、事業の共同化を図るとともに、組合等を組織し、加入する等、相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。

3 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、中小企業支援団体その他の関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

(中小企業支援団体の責務)

第6条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、自らの事業活動において中小企業が果たす役割の重要性を認識し、中小企業と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校及び大学等の役割)

第9条 学校は、社会見学、職場体験活動等を通し、望ましい勤労観・職業観を育てるなどキャリア教育を推進し、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が、本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、市内産品・製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

第2章 中小企業の振興に関する基本的施策

第1節 中小企業の振興に関する基本方針

第11条 市は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の強化を図ること。
- (2) 経営の拡大及び新分野への進出を促進すること。
- (3) 創業を促進すること。
- (4) 人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図ること。
- (5) 中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること。

第2節 中小企業の振興に関する施策

(経営基盤の強化)

第12条 市は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営に関する相談及び指導の充実
- (2) 円滑な資金調達の支援
- (3) 販路開拓の支援及び取引のあっせん
- (4) 情報通信技術の活用支援
- (5) 円滑な事業承継の支援
- (6) 個別企業に対する支援体制の強化

(経営の拡大及び新分野への進出の促進)

第13条 市は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 産業集積の促進
- (2) 産学官連携等による新技術及び新商品の開発の支援
- (3) 地域資源を活用したツーリズムの振興
- (4) 農商工連携の促進
- (5) 海外における事業展開の支援及び情報提供
- (6) 知的財産の適切な活用の促進

(創業の促進)

第14条 市は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実
- (2) 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援
(人材の確保及び育成並びに事業環境の整備)

第15条 市は、中小企業の人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 従業員の職業能力開発並びに技術及び技能の継承の促進並びに後継者の育成の支援
- (2) 中小企業への就労促進
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 女性、高齢者及び障がい者が就労しやすい環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいう。）の促進及び勤労者福祉の充実の支援
- (6) 下請取引の適正化
(中小企業の活用による地域内の経済循環の創出)

第16条 市は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
- (2) 市内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
- (3) 柔軟な発注方式による受注機会の拡大

第3章 施策を推進するための措置

(意見の聴取)

第17条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業の実態を把握するため、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会を設けるものとする。

(計画の策定)

第18条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。

- 2 市は、前項の計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。
- 3 前項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第19条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(大分市中小企業振興条例の廃止)
- 2 大分市中小企業振興条例(昭和46年大分市条例第49号)は、廃止する。
(大分市税条例の一部改正)
- 3 大分市税条例(昭和38年大分市条例第107号)の一部を次のように改正する。
第97条の2第1号中「大分市中小企業振興条例」を「大分市中小企業振興基本条例(平成26年大分市条例第37号)附則第2項の規定による廃止前の大分市中小企業振興条例」に改める。

<前文>

大分市は、古来より豊かな自然に恵まれた環境の中で、東九州の要衝の地として栄え、特に、中世、大友宗麟公の時代には、西洋文化の華が咲き誇る国内屈指の国際貿易都市となりました。近年では、昭和39年の「新産業都市」指定を契機に、都市化が進み、東九州における経済産業活動の一大拠点へと成長を遂げ、今日に至っています。

この間、大分市の中小企業は、戦後復興期や高度成長期、石油ショックや金融危機など激動の時代を、的確な判断力と不屈の精神で乗り越え、本市の経済を支えてきました。

事業所数においては市内の9割以上、従業者数においては7割以上を占める中小企業は、産業振興や雇用確保のみならず消費機会の提供や税収の増加をもたらしており、その成長と発展は、地域の活性化と市民福祉の向上という好循環を生み出すなど、魅力と活力あるまちづくりの担い手として、なくてはならない存在となっています。

しかしながら、少子高齢社会の到来による人口減少と国内市場の縮小やグローバル化による競争激化、地球環境・エネルギー問題の深刻化などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、斬新な発想や進取の精神のもと、これまで以上の積極的な活動の展開が求められています。

そこで大分市は、中小企業振興を市政の最重要政策の一つと位置付け、中小企業の自助努力を基本に、市民、大企業、中小企業支援団体その他の関係者、そして行政が一体となって、中小企業が将来にわたって輝き続けるとともに、勤労者がそこで働くことに生きがいを感じ、誇りに思える環境を実現するため、この条例を制定します。

(解説)

- 前文は、この条例を制定する背景を示すとともに、中小企業が果たしている役割やその重要性、市の中小企業振興に対する姿勢など条例全体の考え方を明示しています。
- 前文は「です・ます調」で、わかりやすく表現しました。一方、条文は誤解のないようにする必要があるので、条例を規定する一般的なルールに従い、「である調」としました。

<第1章 総則>

第1章「総則」では、この条例の目的、この条例で使用する用語の定義、基本理念、中小企業の自助努力、本市や市民の皆様のほか、中小企業支援団体等の関係者の役割を定めています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、市の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(解説)

- 第1条は、この条例の目的を定めています。

- この条例は、中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を定めたものであり、中小企業の活性化を図ることで、本市経済の持続的な発展と市民生活の向上に繋がっていくことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

(2) 前号に規定する中小企業者の事業の共同化のための組織

2 この条例において「小規模企業」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。

3 この条例において「中小企業支援団体」とは、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体で、市内に事務所を有するものをいう。

4 この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、市内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。

5 この条例において「大企業」とは、第1項第1号に規定する中小企業者以外の事業者（会社及び個人に限る。）で、市内に事務所等を有するものをいう。

6 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校で、市内に存するものをいう。

7 この条例において「大学等」とは、学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関で、県内に存するものをいう。

8 この条例において「市民」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に通勤し、又は通学する者

(3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

(解説)

○ 第2条は、この条例に使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて、説明したものです。

○ 第1項では、「中小企業」の定義を述べています。「中小企業」は中小の企業を包括的・総称的に指す場合に用い、「中小企業者」は個別具体の会社や個人を指す場合に用います。

○ この条例の中で定義している中小企業は、あくまでも中小企業振興施策における

基本的な対象範囲を定めた「原則」であり、本市の取り組む事業の中では、「中小企業」として扱う範囲が異なることもあります。

《参考》

中小企業基本法（抜粋）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

業種	資本金	従業員数
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

- 第2項では、「小規模企業」の定義を述べています。

《参考》

中小企業基本法（抜粋）

第2条

- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

- 第3項では、「中小企業支援団体」の定義を述べています。「中小企業支援団体」とは、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会など、主として中小企業の振興を目的とする団体を指します。
- 第4項では、「金融機関等」の定義を、第5項では、「大企業」の定義を述べています。
- 第6項では、「学校」の定義を述べています。

《参考》

学校教育法（抜粋）

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

(1) 修業年限が1年以上であること。

(2) 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

(3) 教育を受ける者が常時40人以上であること。

- 第7項では、「大学等」の定義を述べています。大学等については県内他市にある大学等とも連携することも想定し、「県内に存するもの」と定めています。
- 第8項では、「市民」の定義を述べています。本市における経済活動は、市内に住所を有している個人だけによって行われているものではなく、市内にある事業所に通勤する人や学校に通学する人、あるいは、市内で事業を営む事業者や、地域で活動を行う活動団体、ボランティア団体、NPO法人など様々な団体によって行われています。
本市に関係する多くの皆様に、様々な形で中小企業の振興に協力していただくことが必要であり、「市民」の範囲は広くとらえることとしています。

※「大分市まちづくり自治基本条例（平成24年4月1日施行）」第2条第1項で

規定する「市民」の定義と同趣旨です。

《参考》

大分市まちづくり自治基本条例（抜粋）

第2条

- （1）市内に住所を有する者
- （2）市内に通勤し、又は通学する者
- （3）市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

(基本理念)

- 第3条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。
- 2 中小企業の振興は、豊かな自然、豊富な人材、多様な技術、バランスの取れた産業構造その他本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、市、中小企業支援団体、金融機関等、大企業、学校及び研究機関が中小企業とともに相互に連携して推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興は、特に小規模企業の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

(解説)

- 第3条は、中小企業の振興における基本的な考え方を定めています。
- 第1項は、中小企業の自主的な努力と創意工夫を前提として、中小企業の振興が進められるべきであることを明確にしています。
- 第2項は、本市が有する資源を総合的に活用して、中小企業の振興を推進することを定めています。
- 第3項は、中小企業の振興については、関係者が、中小企業とともに相互に連携して進めなければならないことを定めています。
- 第4項は、中小企業の規模は様々であることから、特に小規模企業に配慮することを定めています。

(中小企業の自助努力)

第4条 中小企業は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善及び人材育成に努めるものとする。

2 中小企業（第2条第1項第1号に規定する中小企業者に限る。）は、事業の共同化を図るとともに、組合等を組織し、加入する等、相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。

3 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(解説)

- 第4条は、中小企業の役割として「中小企業の自助努力」を定めています。基本理念にもあるとおり、中小企業振興の着実な推進には、中小企業の自主的な努力がまず必要であり、これを明確にしています。
- 第1項は、事業計画を作成するなど、事業を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善及び人材育成に努めることを定めています。
- 第2項は、中小企業が組合等を組織し、また、その組合等に加入することにより、相互に連携が図られ、経営の合理化や安定に繋がるとともに、新製品や新技術の開発等が進むことから、事業の共同化、組合の組織化について定めています。
- 第3項は、中小企業は地域のイベントや防災活動などで地域社会においても重要な役割を果たしていることから、まちづくりの担い手として、一定の役割を求めらるるものです。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、中小企業支援団体その他の関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

(解説)

- 第5条は、「市の責務」について定めています。この条例における市の役割は、非常に重要であるため、「責務」として決めました。

- 「中小企業支援団体その他の関係者」とは中小企業支援団体のほか、金融機関等、大企業、学校、研究機関のことであり、市はこれらの関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

(中小企業支援団体の責務)

第6条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。

(解説)

- 第6条は、「中小企業支援団体の責務」について定めています。中小企業支援団体は中小企業に対して、様々な支援を行うことが主要な目的であり、第5条（市の責務）と同様に、その役割を「責務」として定めました。

- 中小企業支援団体とは、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの団体です。（第2条第3項参照）

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

(解説)

- 第7条は、「金融機関等の役割」について定めています。中小企業が事業活動を行う上で資金は不可欠であり、この資金の調達と中小企業の経営革新や経営改善への支援について、協力することを定めています。

- 平成24年8月に「中小企業経営力強化支援法」が成立し、金融機関も中小企業に対して、専門性の高い支援を行う「経営革新等支援機関」に認定されました。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、自らの事業活動において中小企業が果たす役割の重要性を認識し、中小企業と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(解説)

- 第8条は、「大企業の役割」について定めています。大企業は中小企業と比較し、企業数こそ少ないものの、多くの労働者を雇用しており、地域社会や中小企業に対して、大きな影響力を有していることから、中小企業との連携及び協力に加え、地域づくりや中小企業振興に一定の役割を求めるものです。
- 中小企業基本法においても第7条第3項で「中小企業者以外のものであって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない」と規定されています。

(学校及び大学等の役割)

第9条 学校は、社会見学、職場体験活動等を通し、望ましい勤労観・職業観を育てるなどキャリア教育を推進し、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(解説)

- 第9条第1項は、学校に地域の次世代を担う人材育成の役割を期待するものです。
- 「望ましい勤労観・職業観とは」、基本的な理解・認識面では、職業には貴賤がないこと、職務遂行には規範の遵守や責任が伴うことなどであり、情意・態度面では、自分自身の将来の夢や希望の実現を目指して取り組もうとする意欲的な態度などです。
- 「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と平成23年の中央教育審議会において、定義しています。
- 第9条第2項は、大学等（大学及び高等専門学校並びに研究機関）に、中小企業が行う研究や人材育成のための協力を期待するものです。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が、本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、市内産品・製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(解説)

- 第10条は、中小企業の振興を進めるための市民の役割として、中小企業に関する「市民の理解と協力」について定めています。
- 中小企業の振興が、結果として本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に繋がることを理解したうえで、中小企業の振興に協力することを求めています。
- 「協力するよう努めるものとする」とは、市民に対して協力することを義務づけるものではなく、あくまで自発的な協力を期待するものです。
- この条例を定めるにあたって、平成26年4月に市民2,000人を対象に行った「市民意識調査」の結果では、市民の皆さんの「地元企業を応援しようとする意識」は高く、また「地産地消の必要性」も広く認識されていることが明らかになっています。

＜第2章 中小企業の振興に関する基本的施策＞

第2章「中小企業の振興に関する基本的施策」では、第1節に「中小企業の振興に関する基本方針」を、第2節には基本方針に基づく「中小企業の振興に関する施策」を定めています。

第1節 中小企業の振興に関する基本方針

第11条 市は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の強化を図ること。
- (2) 経営の拡大及び新分野への進出を促進すること。
- (3) 創業を促進すること。
- (4) 人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図ること。
- (5) 中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること。

(解説)

- 第11条は、条例の理念に基づく中小企業振興を実行に移していくため、中小企業の振興に関する基本的な方針を5つ定めています。
- 第11条に基づいた具体的な施策はそれぞれ第12条～第16条に定めています。
- この条例の方針に基づき実施される施策は、その事業目的・事業効果やこれまでの経緯などを踏まえ、条例で定義する中小企業を広く対象にする場合もあれば、その対象範囲が異なる場合もあります。

第2節 中小企業の振興に関する施策

(経営基盤の強化)

第12条 市は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営に関する相談及び指導の充実
- (2) 円滑な資金調達の支援
- (3) 販路開拓の支援及び取引のあっせん
- (4) 情報通信技術の活用支援
- (5) 円滑な事業承継の支援
- (6) 個別企業に対する支援体制の強化

(解説)

- 第12条は中小企業の経営基盤の強化を進めるための施策を定めています。
- 第12条に規定された各項目については、本市ですでに取組が進められているものもありますが、継続的に進めることを明らかにしました。
- 第12条に規定された各項目は、中小企業の自助努力を前提に取り組まれるものです。
- 特に、第3号は企業訪問や支援団体ヒアリングにおいて、多く寄せられた意見を踏まえたものであり、また、第4号及び第5号に定める内容は、平成25年の中小企業基本法の改正により、今日的に重要な事項として追加されたものです。

(経営の拡大及び新分野への進出の促進)

第13条 市は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 産業集積の促進
- (2) 産学官連携等による新技術及び新商品の開発の支援
- (3) 地域資源を活用したツーリズムの振興
- (4) 農商工連携の促進
- (5) 海外における事業展開の支援及び情報提供
- (6) 知的財産の適切な活用の促進

(解説)

- 第13条は、経営の拡大及び新分野への進出の促進のための施策を定めています。
- 第13条に規定された各項目については、本市ですでに取組が進められているものもありますが、継続的に進めることを明らかにしました。
- 第1号、第2号、第5号については、新産業都市指定以降、様々な産業が集積し、大学、短期大学、高等専門学校、工業高等学校など豊富な教育研究環境も整い、武漢市とのつながりやJETRO（日本貿易振興機構）の事務所が立地する大分市の特徴を踏まえ、より効果的な取組を進めるために定めています。
- 第3号は、市外からの消費を取り込むことを目的に、温泉などの地域資源を活用したツーリズムの振興を図るために定めています。
- 第4号は、六次産業化等大分市の特徴である「ものづくり」と農林水産業との連携を積極的に推進し、バランスのとれた一次、二次、三次産業の振興を図るために定めています。
- 第6号は、この条例を定めるために行った市民意見公募（パブリックコメント）において、寄せられたものです。中小企業においても知的財産の適切な活用が重要であることから定めています。
- 第13条に規定された各項目は中小企業の自助努力を前提に取り組まれるものです。

(創業の促進)

第14条 市は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実
- (2) 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援

(解説)

- 第14条は、創業の促進のための施策を定めています。
- 第14条に規定された各項目については、大分市産業活性化プラザ等において、すでに取り組が進められているものもありますが、継続的に進めることを明らかにしました。
- 第14条に規定された各号は、中小企業の自助努力を前提に取り組まれるものです。

(人材の確保及び育成並びに事業環境の整備)

第15条 市は、中小企業の人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 従業員の職業能力開発並びに技術及び技能の継承の促進並びに後継者の育成の支援
- (2) 中小企業への就労促進
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 女性、高齢者及び障がい者が就労しやすい環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいう。）の促進及び勤労者福祉の充実の支援
- (6) 下請取引の適正化

(解説)

- 第15条は、人材の育成と確保や、事業環境の整備のための施策について定めています。本市ですでに取組が進められているものもありますが、継続的に進めることを明らかにしました。
- 第1号は、団塊の世代の退職や経営者の高齢化が進む現状において、従業員の職業能力開発、技術及び技能の継承、後継者の育成を進めるためのものです。
- 第2号は、中小企業においては人材不足が課題であり、就労に向け、中小企業への理解を深めるための取組を推進する必要があるため定めています。
- 第3号は、企業が求める人材と求職者の条件が合わないといった雇用のミスマッチが原因と思われる若年層の早期離退職が顕著なことから、早い段階から職業意識を形成し、若者の適切な職業選択のための学習機会の提供を行うことにより、早期離退職等を防止し、若年者の就労意識の向上を図るためのものです。
- 第4号は、少子高齢社会、人口減少社会において、女性や高齢者をより積極的に活用していくために、また、障がい者の就労意欲が高まる中で、障がいがあっても、働くことのできる環境づくりを進めるために定めるものです。
- 第5号は、全ての勤労者がゆとりある豊かな生活を確保し、ワーク・ライフ・バランス社会を実現させるため、勤労者が健康で安心して働ける場づくりを目指すためのものです。

- 第6号は、本市の発注する事業等において、下請契約や下請代金支払いの適正化についての周知を進めるとともに、中小企業に対して、建設業法等の関係法令等の遵守により元請下請取引の一層の適正化を求めるためのものです。

- 第15条に規定された各項は、中小企業の自助努力を前提に取り組みます。

(中小企業の活用による地域内の経済循環の創出)

第16条 市は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
- (2) 市内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
- (3) 柔軟な発注方式による受注機会の拡大

(解説)

- 第16条は、中小企業の活用による地域内の経済循環を創出するための施策について定めています。本市ですでに取組が進められているものもありますが、継続的に進めることを明らかにしました。
- 第1号は、中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報を、市民や企業に提供することにより、地域内の経済循環を図るためのものです。
- 第2号は、地産地消の促進や農林水産物をはじめとした本市の様々な地域資源の積極的な活用を図るためのものです。
- 第3号は、地域の中小企業を育成する観点で、柔軟な発注方式の実施を定めたものです。条例の素案を作成するために行った企業訪問の際にも、同趣旨の意見が多く寄せられました。
- 第16条に規定された各項は、中小企業の自助努力を前提に取り組みされるものです。

＜第3章 施策を推進するための措置＞

第3章「施策を推進するための措置」は中小企業振興基本条例の実効性を担保するために定めるものです

(意見の聴取)

第17条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業の実態を把握するため、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会を設けるものとする。

(解説)

- 第17条は中小企業の実態を把握し、より効果的な施策等の立案・実施に繋げるためのものです。

- 関係者の意見を広く聴く手法としては、企業を個別に訪問することや、企業・中小企業支援団体との意見交換の場を設けることなどの手法があります。

(計画の策定)

第 18 条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。

- 2 市は、前項の計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。
- 3 前項の規定は、計画の変更について準用する。

(解説)

- 第 18 条は中小企業振興基本条例と各種個別計画の関係を定めるものです。

各種個別計画には、「商工業振興計画」「農業振興基本計画」「観光振興計画」「水産基本計画」「地産地消促進計画」「食育推進計画」などがあります。

これらの個別計画については、条例の趣旨を反映させるための見直しを行うとともに、計画に定める各施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図ります。

- 新たに計画を策定したときは、その内容を公表します。また、計画の変更についても同様です。

(財政上の措置)

第 19 条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

- 第 19 条は市の責務を果たすため、具体的な事業の実施に必要な財源確保に努めることを、明らかにしたものです。

<第4章 雑則>

第4章「雑則」は、委任に関する規定を定めています。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(解説)

- 委任規定とは、条例に規定している事項に関し、細目的な条項を条例以外の規程で定めるためのもので、一般に条例本則の末尾に置かれます。

- この条例の施行に関して、詳細な定めが必要な場合は、規則等で規定することとなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(大分市中小企業振興条例の廃止)
- 2 大分市中小企業振興条例(昭和46年大分市条例第49号)は、廃止する。
(大分市税条例の一部改正)
- 3 大分市税条例(昭和38年大分市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第97条の2第1号中「大分市中小企業振興条例」を「大分市中小企業振興基本条例(平成26年大分市条例第37号)附則第2項の規定による廃止前の大分市中小企業振興条例」に改める。

(解説)

- 附則の第1項では条例の効力が発生する日を定めています。
- 第2項ではこの条例の制定に伴い、旧「大分市中小企業振興条例」を廃止することを規定しています。旧条例は、制度融資などの事業を実施する根拠となる条例ですが、今回制定した条例は中小企業振興のための理念・方針を定めた条例であり、その性格が異なることから、旧条例を廃止し、新しくこの条例を制定しました。
- 第3項では旧「大分市中小企業振興条例」の廃止に伴い、「大分市税条例」の条文を改正する必要があるため規定したものです。
その内容は、旧「大分市中小企業振興条例」の適用を受けて取得した土地に関する特別土地保有税の非課税を定めるものです。
特別土地保有税とは、地方税法に基づき、基準面積以上の土地の所有、取得に対し、その土地が所在する市町村において、所有者又は取得者に課される税金のことです。(平成15年度の税制改正により15年度以降の特別土地保有税の課税は停止されています。)